

全国初の“終活互助”へのチャレンジ！

～パート3 相続・贈与編～

地域サロン「ぷらっと」

1. はじめに

「まだそんな年じゃないわ」、「縁起でもないことをいうな！」、「その時はその時」、「残念ながらそんな財産などないよ」、「妻や子どもに任せてある」、「『あとは野となれ、山となれ』だよ！」——。

世はまさに終活ブームとはいえ、いざ、わが事となると「総論賛成・各論反対」、否、「総論も各論も反対」とでもいうのでしょうか。多くの人たちはこと相続や贈与についてこのようなお気持ちやご意見を持たれるのではないのでしょうか。

しかし、「生者必滅」とはよくいったもので、私たちはいつ何時、交通事故や繁華街、ビル、工事現場での落下物などで不慮の事故、通り魔、喧嘩、火災、ガス爆発、山岳遭難、地震、津波、水害、土砂災害などで「人生100年」という天命を前に不慮の死を遂げないとも限りません。ましてや2020年春以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、政府はインフルエンザと同様、5類に変更したとはいうものの、なお収束には至らず、“自宅待機”という名の棄民によって、救急搬送されずに急死しないとも限りません。

そこで、「転ばぬ先の杖」ではありませんが、ふだんから定期的な健康診断（診査）や人間ドック、事件・事故、災害などの危機管理に努めることが大事のように、自分の財産を法定相続人などへ無事に相続したり、贈与したりしたいものです。といいますと、「難しいことはわからないの、でそのときは法律の専門家に任せる」というご仁もいるかと思いますが、法律の専門家といってもピンからキリまでです。なぜなら、報酬は業界で規定されてはいるものの、あくまでも基本にすぎず、個々の事情によって調査費や資料代、交通費などが加わって、予想以上の金額を請求されるおそれがないとも限らないからです。

私事で恐縮ですが、筆者は30代のころ、司法試験を受験勉強中、行政書士の資格を取得、その後、東京国税局から国税モニターを拝命した経験も活かし、両親の持ち家など数件の不動産を売り買いしましたが、これらの税金対策や登記はすべて自分で済ませた経験からいえば、同局や法務局（登記所）のホームページや書籍などで情報収集すれば悪質商法にひっかからず、初心者でも事を処理できると確信しています。

そこで、今年度は「全国初の“終活互助”へのチャレンジ」のパート3として「相続・贈与編」と題してお話ししたいと思います。

2. 法定相続人の確定

まず相続とは民法にもとづき被法定相続人の死亡に伴い、その財産を法定相続人に引き継ぐ行為です。これを法定相続といいます。家族の死亡届と同時にその預貯金の口座が凍結され、死亡時の預貯金残高×法定相続人の法定相続分×3分の1、または総額150万円のいずれか低い金額しか引き下ろせなくなるほか、死亡後、10か月以内に所轄の税務署に相続財産と所定の相続税を申告、納税することになっており、遅れれば延滞税も請求されます。

そこで、まず亡くなった家族、すなわち、被法定相続人の家族関係を調べ、相続を受ける家族、すなわち、法定相続人を確定します。なぜなら、遺産分割するにはすべての法定相続人がその協議に参加し、だれかを確定しなければ協議に入れないからです。

具体的には、まず亡くなった被相続人の本籍地を所轄する市町村に誕生から死亡まで調べるため、戸籍謄本を取り寄せて法定相続人を確定します。というと、いとも簡単なように思われるかもしれませんが、出生から進学や就職、結婚、あるいは離婚、転職・転居などのたびに本籍地をあちこちに移す人たちが少なくなく、これらの本籍地を確定するまで多くの市町村にそれぞれの戸籍謄本を取り寄せる必要があるため、大変な作業になります。また、兄弟げんかなどで音信が不通なら家庭裁判所（家裁）に遺産分割の調停を申し立てるほか、住民票上の住所地に居住していなければ家裁に不在者財産管理人の選任、あるいは生死が7年以上不明な場合、失踪宣告を申し立てたりしなければなりません。

ただし、なかには亡くなった人の預貯金や動産、不動産を勝手に使ったり、受け取ったりしている可能性もあります。この場合、前者では遺産の使い込みを知った日から5年以内に当該の金融機関、後者では遺産が使い込まれた日から10年以内に登記所に照会し、善後策を講じなければなりません。こじれば遺産分割のための調停や審判を家裁、あるいは不当利得の返還を求めて地方裁判所へ提訴することになります。

また、離婚歴があつて前の配偶者との間に子どもや愛人がいて隠し子も見つかった場合、これらの関係者も法定相続人となるため、それぞれの関係者に家族の訃報を伝え、遺産相続に参加するか、相続放棄するか、照会することが必要です。子どもは実子でも養子でも構わず、特別養子は実の両親の遺産の相続権はありませんが、愛人の子どもも認知されるほか、相続の開始時点の胎児も生まれたものとみなされ、同様に法定相続人となります。

なお、墓地や祭祀の承継は相続とは別の概念のため、遺言に従わなくても口頭による指定も有効なうえ、寺院や公営墓地の規約、慣習に従って処理できるため、相続を放棄した人でも受け継ぐことは可能です。

もう一つ、海外に赴任中や国際結婚などで居住、外国籍を取得していて親が亡くなった場合でも相続人であることに変わりはありませんが、この場合、一時帰国する前に現地の日本大使館や領事館で在留証明書と署名証明書を発行してもらう、または宣誓供述書を作成して現地、または日本の公証人に公証してもらうことが必要です。ち

なみに、アメリカの場合、日本の被相続人の遺産を一定金額以上所得する場合、同国の税務当局にそのむね報告しなければなりません。

いずれにしても、成年の年齢が2022年4月、20歳から18歳に引き下げられたため、18歳以上であれば子や孫でも遺産相続の分割に参加できるようになったのでこの点も注意しましょう（写真）。

写真 法定相続人の確定は被相続人の戸籍謄本で



（市役所にて）

3. 遺産相続

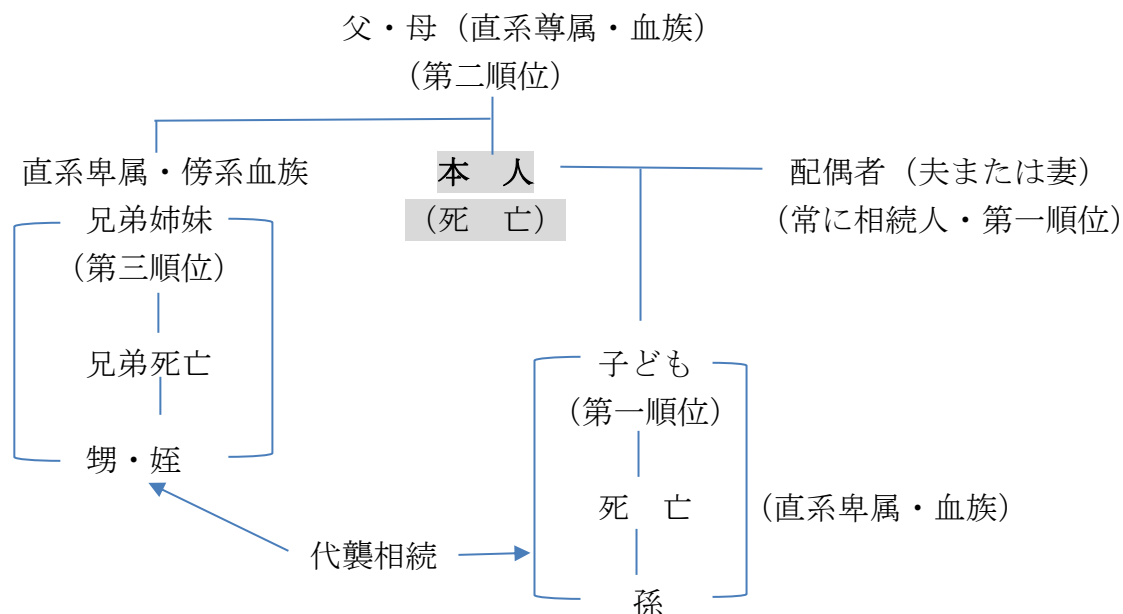
さて、このような事務処理を終え、法定相続人が確定できたら被相続人が所有していた財産を引き継ぎ、遺産相続となります。

具体的には、法定相続人はまず配偶者と子どもで、いずれの法定相続人よりも最優先されます。これを第一順位といい、相続分はそれぞれ2分の1ずつです。子どもが複数の場合、この2分の1を人数分に応じて折半します。子どもがおらず、父母がいる場合、父母は直系尊属・血族として第二順位の法定相続人となりますが、この場合、配偶者は3分の2に対し、父母は3分の1になります。これに対し、父母がすでに他界しており、かつ子どもがいないものの、兄弟姉妹がいる場合、配偶者は4分の3に

対し、兄弟姉妹はそれぞれ4分の1ずつとなります。なぜなら、兄弟姉妹は直系卑属であり、かつ傍系血族だからです。

いずれにしても、これらの関係を相続の順位でいうと配偶者と子どもは常に第一順位であるのに対し、両親は第二順位、兄弟姉妹は第三順位となります。もっとも、配偶者も子どもも兄弟姉妹もない場合、これらの家族に代わって孫が第一順位として代わって相続、すなわち、代襲相続するのに対し、兄弟姉妹がない場合、甥や姪が第三順位として代襲相続することになります。また、孫死亡の場合、ひ孫、また、胎児や非嫡出者も状況により法定相続人となる場合もあります（図1、図2）。

図1 法定相続人の範囲



出典：筆者作成。

図2 法定相続人と相続分の分割

順位	被相続人との関係	代襲相続の有無
第一順位	配偶者・子（各2分の1）	孫代襲あり
第二順位	直系尊族（両親3分の1。配偶者3分の2）	
第三順位	兄弟姉妹（各4分の1×配偶者4分の3）	甥・姪代襲なし

出典：筆者作成。

ただし、これはあくまでも基本にすぎず、これらの法定相続人が必ずしも相続人になるワケではありません。なぜなら、法定相続人であっても遺産分割協議に参加しなかったり、参加してもその協議の結果、住宅ローンなどの負債を相続することを敬遠すべく相続を放棄したりすることも可能だからです。もっとも、このような場合、法

定相続人ではなかったとみなされ、故人の預貯金や不動産などプラスの財産も相続できなくなります。

いずれにしても、原則として故人が亡くなったことを知った翌日から3か月以内に亡くなった人の除籍謄本や住民票除票、自己の戸籍謄本などを家裁に提出して相続放棄を申し立てなければなりません。プラスの財産の範囲内で債務を弁済することを前提に相続する限定承認することもできます。そして、全員が合意したら遺産分割協議書を作成、署名して実印で押印し、預貯金は金融機関、不動産は別荘や賃貸物件、空き家も含め、所轄の登記所に届けます。

ただし、相続人が1人の場合、作成も届け出も不要です。ちなみに、遺産の情報は預貯金の場合、金融機関名や支店名、種別、口座番号を金融機関で、土地の場合、所在地や地番、地目、地積、建物は所在地、家屋番号、種類、構造、床面積を法務局で登記事項証明書に記入します。遺産分割の協議がまとまらない場合、家裁に申し立て審判を仰ぎます。それでも合意できなければ高等裁判所に即時抗告することになります。ただ、残された家族が本人の後を追うように死亡した場合、二次相続の問題が発生することもあります。

さて、肝心の相続税ですが、これは相続する財産の総額から基礎控除、すなわち、 $3000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$ で計算されるため、たとえば相続人が3人の場合、 $3000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times 3$ 人で計4800万円以下なら非課税となりますが、これを超えると超過し額に応じた相続税がかかります（図3）。

図3 相続税率と控除額

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率（％）	控除額
1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50万円
5,000万円以下	20	200万円
1億円以下	30	700万円
2億円以下	40	1,700万円
3億円以下	45	2,700万円
6億円以下	50	4,200万円
6億円超	55	7,200万円

この速算表で計算した法定相続人ごとの税額を合計したものが、相続税の総額になります。

出典：国税庁HP、2023年4月22日検索。

もう一つ、被相続人の住宅ローンなどの借金も同じく相続されるため、これらの返済を固辞するなら相続を放棄することができますが、法定相続人の間で遺産分割の話が難航したら家裁に調停や審判を申請し、問題を解決したいものです。相続せず、処分したい実家や田畑、山林などは登記所に申請、負担金を支払って国に引き取っても

らいます。もっとも、市街化区域の宅地は100平方メートルの場合、54万8000円、100平方メートルの森林の場合、21万5000円などというように面積や用途に応じた負担金が必要です。また、これらを登記所に申請する場合、土地1筆あたり1万4000円の審査手数料がかかります。

4. 贈与

次に贈与ですが、上述したように、相続税は3000万円+600万円×法定相続人の数で計算され、これを超える場合、課税されますが、60歳以上の父母や祖父母が18歳以上の子や孫へ行う生前贈与の場合、毎年110万円ずつ人数割りをして贈与税はかかりません。これを暦年課税といい、この生前贈与は知人や友人などにもできます。

また、前年の合計所得金額が1000万円以下の場合、30歳未満の子や孫には教育資金として2026年3月末まで1500万円まで、結婚や子育て資金として2025年3月末まで1000万円まで税務署にその領収証や請求書を提出し、それぞれ非課税で贈与できます。このほか、子どもが住宅ローンを利用してマイホームを購入する省エネ住宅の場合、1000万円、それ以外の場合、500万円まで親がその資金を出すことについて贈与税がかかりませんが、こちらは2023年末で廃止の見込みです。

なお、死亡後、3年以内の贈与は現在、相続税の対象となっていました。2023年の税制改正に伴い、対象期間が2024年1月以降、7年以内に延長されることになりました。この結果、これまでは相続が発生する前の3年以内に行った贈与は7年となるため、2025年1月以降は60～70代あたりから計画的に贈与を行うことが賢明となりました。

もう一つ、60歳以上の父母や祖父母から18歳以上の子や孫に財産を贈与する場合、2500万円まで贈与税がかからない相続時精算課税制度もあります。言い換えれば“納税の先送り”というわけですが、そのためにはそのむね税務署にあらかじめ申告しておくことが必要です。この場合、暦年課税との併用はできません。しかもこの制度を一度申告した場合、以後、差し戻しはできませんが、2024年1月以降、年110万円以内の贈与であれば贈与税も相続税もかからず、申告も不要となります。このほか、生命保険からの死亡保険金の一部は原則として非課税となりますが、生前、被相続人に介護などで貢献した法定相続人には、相続財産を他の法定相続人よりも取り分を多くできる寄与分がありますが、相続の発生から10年が経過したのちは原則としては認められませんので注意して下さい。さらに、遺言の内容にかかわらず、法定相続人に最低減の配分が保証されている遺留分もありますので注意して下さい。

ところで、法定相続人以外の第三者に相続した場合、そのむね遺言書に書き添えればOKです。これを遺贈といいます。法定相続人の遺留分には抵触できません。もっとも、遺贈を受けるかどうかは受遺者の自由ですので事前に相手に伝え、了承を得ておく必要があります。

いずれにしても、生前に遺言書や戸籍謄本、年金手帳、金業年金の通知書、生命保険や損害保険、火災保険などの書類、登記済権利証、固定資産税納税通知書、銀行の

キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、マイナンバーカード（健康保険証など）のコピー、サブスクリプション（定額利用）サービスの ID、封緘したパスワードなどを用意しておくほか、本人と親子や友人、知人との間の金銭のやりとりでは贈与契約書を作成し、互いの預貯金通帳の口座を通じて行って税務署から脱税の指摘を受けないように注意します。また、不動産は遺産として特定の法定相続人に分ける現物分割、あるいは複数の法定相続人が相続する共有分割、もしくは一部の法定相続人が遺産を分割する代わりにほかの法定相続人に代償金を支払う代償分割、さらに自分の財産を与える代わりに受贈者が給付など一定の義務を負う負担付贈与などの方法もあります。

一方、生前贈与の場合、将来、本人が死亡した際、法定相続人に保障される遺留分までは侵害できず、万一、侵害がわかった場合、侵害された法定相続人から遺留分減殺請求されることになっています。場合によっては市や市民社会福祉協議会、福祉公社、社会福祉施設、病院、日本赤十字社（日赤）、特定非営利活動法人（NPO）などに寄附すれば課税を逃れることはできます。また、不動産は遺産として特定の法定相続人に分ける現物分割、もしくは複数の法定相続人が相続する共有分割、あるいは一部の法定相続人が遺産を分割する代わりにほかの法定相続人に代償金を支払う代償分割などの方法もあります。

なお、銀行口座やクレジットカード、メールアドレス、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのアカウントは生前に削除したり、削除していなかった場合、相続した人が本人の死亡を証明する書類を添えてアカウントの削除を依頼し、アカウントの乗っ取りなど悪質商法に遭わないようにします。心身の障害がある子どもの親の場合、自分たちの財産管理を遺言や成年後見制度、家族信託を組み合わせ、信頼ができる第三者に一任することも一考です。

5. まとめ

それにしても、改めて思うのは、日本はいかに“税金地獄”か痛感せざるを得ません。なぜなら、消費税は大人から子どもまで一律 10%、また、“軽減税率”とは名ばかりのわずか 8% で実態は据え置き税率といわざるを得ません。また、土地や家を購入すれば不動産取得税や所有権保存、移転登記、抵当権設定などの登録免許税のほか、以後、毎年、固定資産税や都市計画税、市町村税（住民税）、転売したら譲渡所得税、贈与や相続をすれば贈与税や相続税などが課税されるからです。

しかも、これらの税金を財源とし、所得の再分配によって行われるべき社会保障は少子高齢化の進展や人口減少に伴う自然増に反し、抑制される半面、平均約 2200 万円、なかには数億円もの年収がある国会議員の歳費（給与）や 2021 年度現在、総額約 2274 兆円もの政府の保有資産、同 500 兆円超もの大企業（保険・金融業を除外）の内部留保は減額したり、放出したりせず、赤字国債を乱発して新幹線や高速道路の延伸や東京オリンピック・パラリンピックなど土建型公共事業、また、中国の台湾統一をめぐる脅威に便乗、平和外交に努めず“防衛費”という名の軍事費を大幅に増額、

アメリカ、中国に次ぎ世界第三位と軍事大国となっています。半面、富裕層や資産家、企業のなかにはタックスヘイブン（租税回避地）の国や地域に移住したり、会社・工場の移転や貸し金庫、預貯金通帳口座の複数の作成を行ったりして課税を逃れています。

一方、スウェーデンやノルウェーなどでは相続税はありません。また、¹スイスも州によっては同様に相続税はなく、国会議員は兼業職のうえ歩合制のため、年収は平均約700万円とサラリーマンよりも同100万円多いだけです。

*参考文献

- ・川村匡由『老活・終活のウソ、ホント70』大学教育出版、2019年。
- ・川村匡由『社会保障崩壊』あけび書房 2023年10月予刊。
- ・川村匡由『防災福祉先進国・スイス』旬報社、2020年。

*連絡先

- ・メール kawamura0515@ybb.ne.jp
- ・電話 090-3102-8446
(主宰・川村匡由：武蔵野大学名誉教授、行政書士有資格)
- ・HP <http:kawamura0515.Sakura.ne.jp>

以 上

¹ スイスは消費税（付加価値税）7.7%に対し、生活用品などは2.5~3.7%。